

門真市農業委員会定例総会議事録

1 日 時 令和5年9月5日(火) 午前10時00分～午前10時34分

2 場 所 門真市役所 別館3階 第3会議室

3 議 長 寺内 隆史

4 署名委員

7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員

5 出席委員(9名)

1番：川田 勉 委員 2番：川田 雅彦 委員 3番：川中 仲文 委員

4番：木原 早智子 委員 5番：寺内 隆史 委員 6番：土井 清孝 委員

7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員 9番：西村 覚 委員

6 職務のため出席した者

局長 : 高田 隆慶

局次長 : 吉田 武史

主任 : 谷本 大輔

主査 : 河坂 章志

係員 : 森本 翔太

7 議案・報告等

(1) 報告第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出

(2) 議案第15号 農地法第3条の規定による許可

(3) 議案第16号 農業委員会会長及び委員辞任の同意

<会議の詳細>別紙のとおり

【 署 名 】

議 長

寺内隆史

署名委員

西川敬治

署名委員

西口 猛

令和5年9月5日（火）午前10時00分～午前10時34分

農業委員会議事録

会長	<p>ただ今から令和5年第8回農業委員会総会を開催いたします。 本日の委員会は、9名中9名の出席で、定足数に達しておりますので、成立しております。 本日の議事録の署名委員でございますが、 7番：西川 敬治 委員 8番：西口 猛 委員 にお願いすることといたします。 それでは、本日の議事に移ります。 報告第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」についてです。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>本件は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地を農地以外のものにする届出があったことにつき、門真市農地転用関係届出事務処理決裁に関する規程第3条の規定により、届出の受理を会長専決いたしましたので、同規程第4条の規定により報告するものです。 届出内容につきましては、報告第13号の議案書をご覧ください。届出につきましては、3件です。 まず、1件目についてです。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料1ページから11ページでございます。 届出内容は、1ページのとおり転用の目的は共同住宅、駐車場、道路であります。当該届出地は、添付資料10ページの地図のとおりでございます。現地調査へは、農業委員から寺内会長、事務局から谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。 次に、2件目についてであります。 申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料12ページから24ページでございます。 届出内容は、12ページのとおり転用の目的は駐車場、住宅であります。当該届出地は、添付資料23ページの地図のとおりでございます。現地調査へは、事務局より谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p>

	<p>次に、3件目についてであります。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料25ページから38ページでございます。</p> <p>届出内容は、25ページのとおり転用の目的は駐車場であります。</p> <p>当該届出地は、添付資料37ページの地図のとおりでございます。</p> <p>現地調査へは、事務局より谷本、河坂が実施し、周辺への影響はないものと判断いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。</p> <p>質問等ないようですので、次に移ります。</p> <p>議案第15号「農地法第3条の規定による許可」についてです。</p> <p>それでは事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請とは、農地を農地のまま、売買又は貸借等の権利の移動・設定を行う場合に申請するものです。</p> <p>それでは、議案第15号の議案書をご覧ください。申請は、3件です。</p> <p>許可要件をまとめた資料につきましては、議案書添付の【別添】農地法第3条調査書をご覧ください。</p> <p>まず、1件目についてです。</p> <p>申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料39ページから51ページでございます。なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。申請内容について、添付資料39ページの許可申請書の写しをご覧ください。1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。続いて、40ページの「農地法第3条の規定による許可申請書（別添）」をご覧ください。</p> <p>まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。</p> <p>次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)</p>

に記載のとおりです。続いて、41 ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおりとなります。次に、5-2につきましては、令和5年度より下限面積要件は無くなりました。続いて、42 ページに移りまして、第6号関係でございます。これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。次に、第7号関係でございますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添1】議案第15号「農地法第3条調査書」をご覧ください。個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械として耕うん機、田植機、コンバインを所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

続いて、2件目についてです。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料52ページから68ページでございます。なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれ

ます。申請内容について、添付資料 52 ページの許可申請書の写しをご覧ください。1 の申請者氏名等および 2 の土地の所在等は申請書のとおりでございます。続いて、53 ページの「農地法第 3 条の規定による許可申請書 (別添)」をご覧ください。まず、第 1 号関係でございますが、1-1 に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2 の (1) から (3) に記載のとおりです。続いて、54 ページをご覧ください。第 2 号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。次に、第 3 号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。次に、第 4 号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。次に、第 5 号関係でございますが、5-1 に記載のとおりとなります。次に、5-2 につきましては、令和 5 年度より下限面積要件は無くなりました。続いて、55 ページに移りまして、第 6 号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。次に、第 7 号関係でございますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添 2】議案第 15 号「農地法第 3 条調査書」をご覧ください。個人による所有権移転は、農地法第 3 条第 2 項第 1 号・第 4 号・第 6 号の各要件を満たす場合に許可することができます。まず、第 1 号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクター、耕うん機、田植機、コンバイン等を所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。次に、第 4 号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間 150 日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。最後に、第 6 号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査に

より周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

最後に、3件目についてです。

申請書の写し、地図並びに現地調査時の写真等の資料につきましては、添付資料69ページから80ページでございます。なお、本申請につきましては、親族内での所有権移転であり、譲受人世帯での営農状況は今後も変更なく行われる計画で、耕作地は現状のまま使用するため、周辺への影響はないものと見込まれます。申請内容について、添付資料69ページの許可申請書の写しをご覧ください。1の申請者氏名等および2の土地の所在等は申請書のとおりでございます。続いて、70ページの「農地法第3条の規定による許可申請書(別添)」をご覧ください。まず、第1号関係でございますが、1-1に記載のとおり、権利を取得しようとするもの又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況は、全て自作地でございます。次に、申請地の取得後の営農計画、機械の所有の状況、農作業に従事する者の状況につきましては、1-2の(1)から(3)に記載のとおりです。続いて、71ページをご覧ください。第2号関係につきましては、法人に関する要件であり、本件は個人のため、「その他」に該当いたします。次に、第3号関係につきましては、信託要件であり、本件は信託によるものではないため、「その他」に該当いたします。次に、第4号関係でございますが、権利を取得しようとする者及びその世帯員の農作業への従事状況につきましては、「4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作に必要な農作業への従事状況」に記載のとおりでございます。次に、第5号関係でございますが、5-1に記載のとおりとなります。次に、5-2につきましては、令和5年度より下限面積要件は無くなりました。続いて、72ページに移りまして、第6号関係でございますが、これは所有権以外の権原に基づき農地を貸付または質入れする場合の要件であり、本件は該当いたしません。次に、第7号関係でございますが、「7 周辺地域との関係」につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

それでは、許可要件の確認をいたします。議案書添付の【別添3】議案第15号「農地法第3条調査書」をご覧ください。個人による所有権移転は、農地法第3条第2項第1号・第4号・第6号の各要件を満たす場合に許可することができます。まず、第1号要件の全部効率利用要件につきましては、譲受人及びそ

の世帯員は、農作業に必要な機械としてトラクターを所有しており、長年にわたる農作業経験もあるため、保有する農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。次に、第4号要件の農作業常時従事要件につきましては、譲受人及びその世帯員は、年間150日以上農作業に従事しており、農作業を行う必要がある日数、農作業に従事すると見込まれます。最後に、第6号要件の地域調和要件につきましては、本件は、親族内での所有権移転であり、権利移転後も、現状のまま利用する予定であります。また、現地調査により周辺の農地を含めた当該申請地の利用状況等も確認し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと見込まれます。

以上のことから、本3件は許可できる案件と考えます。説明は以上でございます。

会長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

木原委員 はい。

会長 はい。木原委員どうぞ。

木原委員 木原です。

3件目なんですけれども、別添の1-1の農地面積の内訳だとか、1-2予定の作物だとかというところが割と空白のまま受け付けているのかなというところで、あの内訳はちょっとわからないというところはあるかなと思うんですけれども、田やから米やとは思いますが、現況も、登記簿だけじゃなくて現況も田になっているので、極力書いていただいた方がいいのかなと思いました。内容にどうのこうのじゃなくて、やっぱり許可申請書なので、地域によってはうるさい地域もあるので。

会長 書かなくても問題はない。

事務局 農業委員会としての判断の中でやはり必要というところも考えられますので、これに関してはきちんと聞き取りしていきたいと思えますし、この案件につきましては、作物もされておられますし、農業委員さん立会いの下できてはいるので、申請書の方は申請者さまに聞き取りして追記してもらいたいと思えます。

会長	<p>他何かございませんでしょうか。 それでは、採決にはいります。 議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【委員挙手】</p>	
会長	<p>はい。ありがとうございます。全会一致で、議案第 15 号「農地法第 3 条の規定による許可」について、議案のとおり許可することと決しました。ありがとうございます。 それでは次に移ります。 議案第 16 号「農業委員会会長及び委員辞任の同意」についてでございます。それでは事務局説明願います。</p>
事務局	<p>はい、それでは議案第 16 号の議案書をご覧ください。 本件は、現門真市農業委員会会長寺内隆史委員より、令和 5 年 8 月 30 日付で門真市農業委員会会長代理に提出された会長の辞任願及び同日付で門真市長に提出された農業委員の辞任願について、農業委員会に同意を求めるものです。 農業委員会の会長を辞任できるのは、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 13 条第 2 項の規定により正当な事由があるときに、農業委員会の同意を得て辞任することができるとあり、また、農業委員を辞任できるのは、同法同条第 1 項の規定により正当な事由があるときに、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるとあります。なお、辞任の理由が正当であるかどうかは、市町村長及び農業委員会が社会通念に従い一般の良識に基づいて判断するものであり、農業委員会の同意は同法第 30 条の規定により辞任申出者を除く総会出席者の過半数の賛成によって行うこととなります。 しかるに、寺内会長は辞任申出者であるため、会長代理の西川敬治委員に議長を変わっていただきます。 それでは、当該案件につき寺内会長よりご説明いただきます。 では、寺内会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>【個人情報のため非公開】</p>
会長代理	<p>ただいまご説明していただきまして、何かご意見、ご質問等は皆さんございませんか。</p>

西口委員	ないです。
会長代理	<p>それでは寺内委員を除く出席委員にて採決にはいります。 議案第 16 号「農業委員会会長及び委員辞任の同意」について、 賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【委員挙手】</p>	
会長代理	<p>ありがとうございます。全会一致で、議案第 16 号「農業委員会 会長及び委員辞任の同意」について、議案のとおり同意するこ とと決しました。 この決定に基づき寺内委員が会長と共に兼任されてました一般 社団法人大阪府農業会議の普通会员の任も外れることとなりま した。 本日の議題は以上です。総会はこれにて閉会いたします。あり がとうございました。</p>